入札公告
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付する。
なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成31年度予算が成立し、予算示達がされることを条件とするものである。
本業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づき実施される業務である。

平成30年12月28日

分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局　那覇港湾・空港整備事務所長　　坂井　功

１．業務概要
（１）業 務 名　中城湾港発注補助業務（電子入札対象案件）

（２）業務目的
本業務は、那覇港湾・空港整備事務所中城湾港出張所における港湾事業等に関する工事設計書作成に必要となる工事発注図面および数量総括表（数量計算書）、積算根拠資料、積算システムへの積算データ入力の作成支援を行なうことにより、業務発注担当部署における工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

（３）業務の内容
本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。
なお、本業務は履行期間内において、１工事毎（以下「個別業務」という）の指示により協議・打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して履行期限を付して行なわれるものである。
また、受発注者間の指示及び承諾行為は受注者の代表者（以下「管理技術者」という）に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。
１）計画及び業務資料作成
２）積算に必要な現地踏査
３）工事発注図面および数量総括表（数量計算書）の作成）
４）積算根拠資料作成
５）積算システムへの積算データ入力（データリストの作成））
６）照査
７）予定工事件数は１５件／年を予定している。

（４）技術提案に関する要件
業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出するもの（以下「競争参加資格確認申請者」という）は創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための各提案を行うものとする。

１）業務の実施方針に関する提案
競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

２）評価テーマに対する技術提案
競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。
評価テーマ：守秘義務を確実に履行するための具体的な工夫及び留意点について

（５）成果品について
　本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等がないように十分留意し、記録媒体（CD-RまたはDVD-R等）で調査職員に提出するものとする。
１）工事発注図面および数量総括表（数量計算書）　１式
２）積算根拠資料　１式
３）積算データ　１式
４）打合せ記録簿　１式

（６）履行期間　平成31年4月1日～平成33年3月31日

（７）本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。
　また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格1,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

（８）本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

（９）本業務は、競争参加資格があると認めた者に対し、見積参考資料を開示する業務である。

(10) 本業務は、低入札価格調査等を経て契約した業務について、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無に関わらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける業務である。

(11) 本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定および契約締結は、平成31年4月1日とするが、当該業務にかかる平成31年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(12) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予決令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

２．入札参加資格
　入札に参加しようとする者は、２－１に掲げる資格を満たしている単体企業、又は２－２に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

２－１．単体企業
（１）法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。
　なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、様式-10に従い、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。
１）法第15条において準用する法第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

２）暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第４号及び第６号から第９号までに規定する内容）について沖縄総合事務局が別に定める手続（別添資料１「暴力団排除に関する欠格事由の確認について」を参照。）により行う警察庁への意見聴取に協力すること。
　なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされた

ときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効とされることに異存がないこと。
　また、沖縄総合事務局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札心得第６条第１項第11号に該当するものとして入札無効とされることに異存がないこと。

（２）予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（３）沖縄総合事務局における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付に係る申請を行っていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については､手続開始の決定後､沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
　なお、平成31年4月1日までに上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

（４）競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等の指名停止措置を受けている期間中でないこと。

（５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２－２．設計共同体
　上記２－１に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年12月28日付け沖縄総合事務局開発建設部長）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から中城湾港発注補助業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を平成31年4月1日までに受けているものであること。
　なお、設計共同体として認める業務の区分には別紙４のとおりである。

２－３．入札参加者間の公平性
　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札者心得第４条の３第２項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意志、入札価格（入札保証金の金額を含む）又は入札書、業務費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成について、いかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

（１）資本関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。但し、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。
１）親会社と子会社の関係にある場合
２）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。但し１）については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
１）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
２）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
　その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

２－４．競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

（１）中立公平性に関する要件
１）本業務の履行期間中に工期がある対象工事（業務）に参加している者及びその対象工事（業務）に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
２）「対象工事（業務）に参加」とは、当該工事（測量・調査業務を含む）を受注していること、当該工事（測量・調査業務を含む）の下請けをしていることをいう。ただし、本業務の契約日の前日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
３）「資本面・人事面で関係がある」とは、次の①又は②に該当する者をいう。
①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
②一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（２）業務実施体制に関する要件
１）業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
２）業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
３）設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと。
４）業務量に対し、予定担当技術者数が明らかに不足していないこと。

（３）業務実績に関する要件
競争参加資格確認申請者は、平成16年4月1日以降に完了した以下に示す業務の実績を有していること（平成30年度完了予定業務を含む）。また、設計共同体にあっても全ての構成員が実績を有していること。但し、地方整備局（港湾空港関係）及び沖縄総合事務局（港湾空港関係）が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、評定点が60点未満の場合は実績として認めない。（平成30年度完了予定業務については、その限りではない。）

業務：港湾・空港の工事に関する建設コンサルタント業務または測量・調査業務
（発注機関については問わない）

２－５．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。なお、設計共同体により業務を実施する場合は、配置予定管理技術者は代表者たる構成員から配置すること

（１）配置予定管理技術者の資格等
配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格等を有する者であり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合はこの限りではない。

・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
・ＡＰＥＣエンジニア（本業務に該当する部門）
・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会１級技術者
・１級土木施工管理技士
・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※１）
・ＲＣＣＭ（港湾及び空港部門）又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（※２）
（技術士部門と同様の部門に限る）

※１「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下の通り。
・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者土木Ｉ種
※２「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録していない立場にいる者

（２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績
　配置予定管理技術者は、平成16年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（同種業務については平成30年度完了予定も対象に含む。）の業務実績を有すること。
　なお、同種又は類似業務の実績については､管理技術者だけではなく担当技術者として従事したものも認める（照査技術者として従事したものは認めない。）。また、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。但し、沖縄総合事務局（港湾空港関係）又は地方整備局（港湾空港関係）が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、当該点が60点未満の場合は実績として認めない。但し、平成30年度完了予定業務については、その限りではない。また、工事実績においては、当該施工実績が平成16年4月1日以降に完成した沖縄総合事務局（港湾空港関係）又は地方整備局（港湾空港関係）が発注し、請負工事成績評定の評定点が65点未満の場合は実績として認めない。
　設計共同体にあっても、配置予定管理技術者に対する要件とする。

同種業務：港湾・空港の工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務（発注機関については問わない）、監理技術者として従事した港湾・空港の工事（工事を業務として認める）

類似業務：港湾・空港の工事に関する建設コンサルタント業務又は測量・調査業務（発注機関については問わない）

（３）直接的雇用関係
　配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接雇用関係がなければならない。

（４）配置予定管理技術者は、照査技術者を兼務できるが担当技術者は兼務できない。
　但し、緊急時等やむ得ない場合の短期間を除く。

（５）第三者照査
　予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合（予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務においては、「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合」）、品質確保の観点から、受注者が行う当該業務の照査に加えて、第三者による照査を受注者の負担において実施しなければならない。

２－６．配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定担当技術者の資格
　配置予定担当技術者については、以下のいずれかの資格等を有するものとする。
　なお、１つの履行場所において、同一の技術者職種の担当技術者を複数名配置する場合、１名については資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
・ＡＰＥＣエンジニア（本業務に該当する部門）
・１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士
・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会１級技術者又は土木学会２級技術者
・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※１）
・ＲＣＣＭ（港湾及び空港部門）又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（※２）（技術士部門と同様の部門に限る）
・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験（工事については、主任技術者として従事したものも認める。）が１年以上の者（複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、１年以

上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。）
・港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者

※１「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下の通り。
・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者土木Ⅰ種又はⅡ種
※２「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録していない立場にいる者

２－７．競争参加資格確認申請書等に関する要件
競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

３．総合評価落札方式に関する事項

（１）落札者の決定方法
入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（２）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という）の最も高い者を落札者とする。
１）技術提案書を提出した者であること。
２）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。但し、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
３）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
（なお、これら調査に伴う履行期間の延長は行わない。）
４）上記において、評価値が最も高い者が２名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（２）総合評価の評価方法

１）評価値の算出方法
評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法
価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
・価格評価点＝(価格評価点の満点）×（１－入札価格／予定価格）
なお、価格評価点の満点は30点とする。

３）技術評価点の算出方法
競争参加資格確認申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。　なお、技術評価点の満点は60点とする。
①予定技術者の経験及び能力
②実施方針
③技術提案
④技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
・技術評価点＝(技術評価点の満点)×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

・技術提案点＝(②に係わる評価点）＋（③に係わる評価点）
・技術評価の得点合計＝(①に係る評価点)＋(技術提案評価点)×(④の評価に基づく履行確実性度)

４）総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

４．入札手続等

（１）担当部局
〒900-0001　沖縄県那覇市港町2-6-11
沖縄総合事務局　那覇港湾・空港整備事務所　品質管理課　契約審査係
電話　　098-867-3710（直通）　ＦＡＸ　098-860-8453

（２）入札説明書の配布期間、場所及び方法
平成30年12月28日（金）から平成31年2月20日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
入札説明書等は、電子入札システムから入手するものとする。ただし、紙入札方式の競争参加承諾を得た者は上記４．（１）にて配布する。
アドレス：http://www.e-bisc.go.jp/download/

（３）競争参加資格確認申請書の提出期間並びに提出場所及び方法
平成31年1月4日（金）から平成31年1月23日（水）17時00分まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）する場合は、平成31年1月23日（水）17時00分(必着)までに、４．（１）に１部を持参又は郵送するものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

（４）競争参加資格申請書に関する書類審査の実施
書類審査では競争参加資格確認申請書に記載された内容の確認を行う。
なお、原則として申請書に関するヒアリングは実施しない。但し、当局がヒアリングを実施すると判断した場合は、平成31年1月28日（月）までに通知する。

（５）競争参加資格確認の通知日
競争参加資格確認の有無の通知は平成31年1月31日（木）を予定する。

（６）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により上記(１)に持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)すること。電送又は電子メールによる提出は受け付けない。
１）電子入札システムによる入札の締め切りは、平成31年2月20日（水）17時00分
２）紙により持参又は郵送の場合は、平成31年2月20日（水）17時00分（必着）
３）開札は、平成31年2月21日（木）14時00分
〒900-0001　沖縄県那覇市港町2-6-11
沖縄総合事務局　那覇港湾・空港整備事務所　入札室にて行う。

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金
１）入札保証金　免除
２）契約保証金　免除

（３）入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）手続きにおける交渉の有無　無

（５）契約書作成の要否　要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書の特約事項として添付する。

（６）第三者照査の実施（照査技術者の通知）

１）受注者は、予定価格が100万円を超えて1,000万円以下であり、調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約をした業務においては、照査計画に基づく照査実施時期までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。

２）受注者は、予定価格が1,000万円を超え、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札した業務においては、低入札価格調査期間末日までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとし、その通知が無い場合には、競争契約入札心得第６条第１項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

（７）受注後の他業務への入札に関する事後制限

本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該業務の対象工事（業務）に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、当該業務の対象工事（業務）に参加してはならない。なお、「対象工事（業務）に参加」とは、当該工事（測量・調査業務を含む）の入札に参加すること、当該工事（測量・調査業務を含む）の下請けとしての参加をいう。

１）資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（８）履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

（９）沖縄総合事務局が行う警察庁への意見聴取に対する協力について

本業務は、法第２条第７項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する法第10条第４号及び第６号から第９号までに規定する内容をいう。）への該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。

そのため、入札に参加しようとする者は、「（別添資料１）暴力団排除に関する欠格事由の確認について」を踏まえ、沖縄総合事務局が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならないものとする。

なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められないときは、入札心得第６条第１項第11号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

（10）関連情報を入手するための照会窓口　上記４．（１）に同じ。

（11）詳細は入札説明書による。

６．Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :, Isao Sakai, Director of Development Naha Ports and Airport Office,Okinawa General Bureau, Cabinet Office.

(2) Subject matter of the contract :The assistance duties of the technical examination in Nakagusuku port

(3) Time-limit to express interests by electric bidding system : 5:00 P.M. 23 January 2019.(by bringing : 5:00P.M. 23 January 2019.)

(4) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system : 5:00 P.M. 20 February 2019.(by bringing : 5:00 P.M. 20 February 2019.)

(5) Bid Opening : 2:00 P.M. 21 February 2019.

(6) Contact point for tender documentation : Naha Ports and Airport Office , Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2-6-11 Minatomachi, Naha-city, Okinawa-prefecture, 900-0001, Japan, TEL 098-867-3710 FAX 098-860-8453